

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

財務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
酒類総合研究所	事務及び事業の見直し 【分析・鑑定業務】 ○酒類の高度な分析・鑑定のうち、特定成分の分析など、独立行政法人が直接実施する必要性が高くない業務については、民間事業者等に委託する。	分析については、研究所でしかできないものに特化しており、一般成分分析等、民間で実施可能なものは民間分析機関を紹介している。さらに、研究所が受けた分析についても、部分的に外部委託が効率的なものについては外部委託することとし、平成19年度には6件実施した。今後とも研究所が直接実施する必要性が高くないものは、外部委託する。	○	平成20年度
	【研究・調査業務】 ○他省庁の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。	共同研究は積極的に推進しており、平成19年度は29件(平成18年度25件)実施した。他省庁の研究機関等との共同研究では、すでに(独)製品評価技術基盤機構(平成17年度～)、(独)日本原子力研究開発機構(平成18年度～)との実績があり、今後も、共同研究を積極的に推進していくこととしている。	○	平成20年度
	【講習等業務及び品質評価業務】 ○酒類業の健全な発達に資するための講習及び品質評価に係る単独主催業務については、酒類業界との共催化を推進する。	講習業務については、現在、関係業界団体と共催化に向けて協議を行っている。また、品質評価業務については、平成19年度より全国新酒鑑評会を日本酒造組合中央会と共催化により実施しており、他の品質評価業務についても、現在、関係業界団体と共催化に向けて協議を行っている。	○	平成21年度
	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○組織体制の一層の合理化を図る。	現中期計画において組織の見直しを行い平成18年に1課12室体制から1課6部門体制へ移行したところである。人件費については平成18年度～22年度の期間に5.9%の削減を行うこととしている。さらに、限られた人員の効率的・効果的再配置など組織体制の一層の合理化を図るために事務・事業の見直しを踏まえながら検討する。	○	平成22年度
	運営の効率化及び自律化			
	【自己収入の増大】 ○手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の増加を図る。	現中期計画において、自己収入は毎年平均3%、5年間で15.9%増を計画し達成してきている。自己収入の増加努力については、平成19年には書籍の発行による印税の獲得(110万円)などの努力をしている。鑑評会、講習の手数料については、それぞれの業務の共催化の検討と併せ、その金額の適正性について検討しているところである。	○	平成22年度
造幣局	事務及び事業の見直し 【貨幣製造業務以外の製造業務等】 ○民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退する。	平成19年度末をもって、民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退した。	◎	平成20年3月31日
	【品位証明業務】 ○品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支相償を図る。	貴金属の品位証明業務については、平成19年1月に策定したアクションプログラムに沿って、業務実施局の集中や手数料の見直し等の業務の抜本的な見直しを行い、平成20年度までの収支相償を目指した収支改善に取り組んでいる。 また、地金及び鉱物の分析業務についても、平成20年度中に、21年度までの収支相償を目指すアクションプログラムを策定し、業務の抜本的な見直し等による収支改善に取り組むこととしている。	○	平成20年度 平成21年度
	組織の見直し			
	【人員削減】 ○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。	業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度末までに平成17年度と比較して10%を上回る削減を行う。	○	平成22年度
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。	職員に対するコンプライアンス確保に向けた研修を更に充実させるとともに、監事監査については、整理合理化計画に沿って、調達適正化を含めた監査対象の拡大など、より積極的に取り組むこととしている。	○	平成20年度

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

財務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立印刷局	事務及び事業の見直し 【情報製品事業】 ○民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。	平成19年度末をもって、民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退した。	◎	平成20年3月31日
	○官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。	官報については、守秘性を考慮し、問題のない入力業務について、一般競争入札等競争性のある契約によるアウトソーシングを実施している。	◎	平成20年4月
	組織の見直し			
	【人員削減】 ○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。	業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度末までに平成17年度と比較して10%を上回る削減を行う。	○	平成22年度
	【支部・事業所等の見直し】 ○小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。	平成19年度末をもって廃止した。	◎	平成20年3月31日
	○東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。	第2期中期目標期間中の他の医療機関等への移譲に向け、現在取り組んでいる。	○	平成24年度
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。	コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスマニュアルを整備した(20年4月)。また、役員員に対し各種研修及び講演会を実施し、意識啓蒙等の推進を図ることとしている。監事監査については、整理合理化計画に沿って、調達の適正化を含めた監査対象の拡大など、より積極的に取り組むこととしている。	○	平成20年度
通関情報処理センター	事務及び事業の見直し			
	【利用料の引き下げ】 ○平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料について、経費削減効果を確実に反映した料金を設定する。	本年10月1日に設立する「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」(以下、「新会社」という。)は、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」(以下、「改正NACCS法」という。)第10条の規定により、会社の責務として、なるべく安い料金で輸出入等関連業務を提供することとなっている。次期NACCSの利用料金については、一般競争入札等による経費削減効果を確実に反映し、パブリックコメントを実施するなど、利用者の意見を十分に聴取し、新会社において適切な料金を決定することとされている。	○	平成20年10月
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○特殊会社として民営化する。	改正NACCS法を平成20年2月1日に第169回国会(常会)に提出し、同年5月23日に国会で可決・成立し、本年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立する予定。	◎	平成20年10月1日
	運営の効率化及び自律化 ○民営化(特殊会社化)に当たっては、株式会社としてのマネジメントに加え、第三者機関による体制も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みを検討する。	新会社は、会社法上の大会社及び公開会社を予定しており、コンプライアンス体制の充実と業務に関する機動的な意思決定を図るための体制として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する予定。また、経営計画や利用料金等を検討する「経営諮問委員会」を設置する予定。	○	平成20年10月1日

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

財務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本万国博覧会記念機構	事務及び事業の見直し			
	【基金事業】 ○大阪府との合意を得て、環境・公園に関連する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料維持のため、公園事業への繰入れを増やすこととする。	○環境・公園に関する事業への重点化 ・募集に際して、助成の重点項目を「環境・公園に係る事業」とした。 ・環境・公園に関する事業へ助成予算を重点的に配分。 ・審査体制については専門部会を現行の4部会(人文社会、理工、生物、国外事業)から2部会程度に再編する方向。 ○公園事業への繰入れについては、平成21年度から平成18年度実績(1,500万円)の3倍以上に増やすこととしている。	○	平成22年度
	組織の見直し			
	【法人形態の見直し】 ○国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止する。	○平成20年1月より大阪府と協議を重ね、今後は大阪府との合同の検討の場として、関係地方公共団体、経済界、有識者等を加えた懇談会を設置し議論を行う。	-	平成22年度
運営の効率化及び自律化				
○業務を更に民間委託し、コスト削減及び業務の効率化を図る。	○業務の更なる民間開放 ・「公園だより」の原稿作成事業について、一般競争入札を実施した。 ・新規イベント「EXPOパフォーマーinフォレスト」を企画競争実施の公示中。	○	平成22年度	